

学校法人立命館の新型インフルエンザ対策基本方針（2009年度後期）について

2009年9月16日現在、新型インフルエンザA(H1N1)はすでに流行期に入り、今後も感染は拡大するものと予測されています。その病態は、「中等度」(WHO: Moderate)ながら、感染力は季節性インフルエンザよりも強く、ハイリスク者が感染すると重症化・死亡のおそれも高くなります。また、多くの人々が免疫を持たないことから、流行の規模が大きくなることが予想され、一時に患者数が増加すると医療・社会に大きな混乱・損失が発生するおそれが指摘されています。

そこで、学校法人立命館は、児童・生徒・学生や教職員・関係者の健康保持・増進のため、および医療・社会経済の混乱を防止することを目的として、学園内での感染拡大の防止に努めることとします。

記

1. 感染拡大を停止することは不可能であることを前提として、患者数増加のピークをできるだけ低く抑え、急激な患者の増加を防止することを目標とします。
2. 各校は、学内・校内での感染拡大を防止すべく、手指消毒用アルコールの設置、教室の定期的な換気、ドアの消毒などの衛生処置を行います。
3. 個人個人が自覚を持って感染防止対策を自ら実践することが重要です。このことを、広報・教育を通して学園内に周知します。
4. 感染防止対策の基本として、37.5 以上の発熱者の登校・出勤を禁止します。このことで、それぞれが不利にならぬよう対策を講じます。
5. 発病者の対応の原則は以下とします：
 - (ア) A型インフルエンザと診断された者は「解熱した日の翌々日まで」は出席停止・出勤停止とします。
「発症した日の翌日から7日間」までの間は、登校・出勤時にはマスクの着用を義務付けます。
マスクを着用しつつ活動することが困難なスポーツ活動などの場合は、たとえ「解熱した日の翌々日まで」の期間が経過していたとしても、「発症した日の翌日から7日間」の間は活動を禁止します。
 - (イ) 学生は、公欠として扱います。
 - (ウ) 大学教員、付属校教諭、職員の各々については、上記(ア)にもとづき、その取り扱いを別途提起します。
 - (エ) 出席停止の日数等は、附属校においては適宜調整することとします。
6. 学外交流・出張・留学・行事等は、参加する個人がそれぞれ感染防止対策を自ら実践することを条件として、原則として中止しません。
7. 喘息などの基礎疾患を有する者や妊婦などハイリスク者に対して、感染予防や早期発見・早期治療についての適切な指導を行い、必要に応じて教学上、就業上の配慮を行います。
8. 各校は、感染拡大の状況を正確に把握するため、毎日欠席者のサーベイランスを行います。急激な感染拡大がみられる場合は、学級閉鎖、休校等の措置を講じます。勉学・教育の機会を保証するため、休校などの拡大防止対策は慎重に判断します。

以上